

16 外部監査公表第 2 号

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により，監査結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成 16 年 5 月 13 日

福岡市監査委員 津 田 隆 士  
同 上 野 忠 之  
同 高 橋 宏 和  
同 上 野 寛

[ 監査結果に対する措置通知文 ]

総行第 39 号  
平成 16 年 4 月 9 日

福岡市監査委員 津 田 隆 士 様  
同 上 野 忠 之 様  
同 高 橋 宏 和 様  
同 上 野 寛 様

福岡市長 山崎 広太郎

包括外部監査結果に関する措置について（通知）

包括外部監査について，監査結果に関し講じた措置を下記のとおり地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき通知します。

記

1 監査報告と措置の件数

- ( 1 ) 14 外部監査公表第 1 号（平成 14 年 4 月 15 日付 福岡市公報第 4968 号(別冊)公表）分  
市税の課税事務等の執行状況について . . . . . 3 件  
福岡市高速鉄道事業について . . . . . 1 件
- ( 2 ) 15 外部監査公表第 1 号（平成 15 年 4 月 17 日付 福岡市公報第 5063 号(別冊)公表）分  
環境局所管の廃棄物処理行政及び環境保全対策に関する財務事務の執行について  
. . . . . 3 6 件  
福岡市が出資している団体のうち，財団法人福岡市くらしの環境財団，株式会社都市環境，  
株式会社福岡クリーンエネルギー及び財団法人福岡県環境保全公社に関する出納その他の事務  
の執行について . . . . . 2 5 件  
包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見書関連 . . . . . 1 件

2 講じた措置の内容 以下のとおり

1 市税の課税事務等の執行状況について

(1) 監査の結果に関する報告

指摘事項

土地評価のテスト

土地の実地調査では博多区(吉塚三丁目6街路6筆), 東区(箱崎一丁目5街路13筆, 青葉三丁目6街路10筆), 中央区(白金二丁目5街路8筆, 大名一丁目6街路7筆)の5箇所28街路44筆を調べた。うち5箇所全てで路線価算出表, 土地評価調書等との差異があった。価格調査基準日(平成11年1月1日)以降で実態が変わったのもあるが, 明らかに価格調査基準日以前から差異があったと思われるものもある。

一部を抽出して実地調査しただけで以下のような差異が見られたことから, 他にも差異があるのではないかと疑義が生じる。今回の調査範囲内では大きな問題となるような差異はなかったが, 評価額が大きく変わる差異が存在する可能性も否定できない。昭和50年代と昭和60年代には全筆の調査を行ったと聞いているので, 段階的にでも同じような全筆の調査を検討する時期ではないかと考える。

【講じた措置】

土地評価にかかる実地調査については, 平成15年度に全筆の土地の地目認定等の調査に着手した。

指摘事項

不申告調査の実施状況

福岡市では毎年8月末までに申告書送付者で申告のない者について, 未申告者調査カードを作成し, 調査することになっている。

平成12年度分の同年12月までの処理状況は次のとおりである。

(単位: 件)

抽出した区	調査カード件数	処理, 判明済件数	未処理, 不明件数
博多区	3, 850	1, 463	2, 387
東区	4, 429	2, 001	2, 428
中央区	6, 242	3, 348	2, 894

上表は, 前年度繰越件数を含まず, 当年度の処理状況である。3区の平均処理率は46.9%であり, 12月以降は翌年度の課税事務が始まることを考えれば, 半数以上が不明のまま当該調査を繰越す結果となっている。

12月から翌年度の課税事務が始まることもあり, 未処理(調査するも不在・不明)分は翌年度の調査へ繰越されることになっている(但し, 3年超分は調査カードを処分)。調査の困難さもあるが, 前年までの課税実績状況を踏まえて申告書を送付していることを考えると, さらに未処理件数が減少する方策の検討が必要と考えられる。

【講じた措置】

不申告調査については, 職業等の実態が掴めていない不申告者に対する臨戸調査等を, 平成15年度より各区役所毎に処理目標件数を設定し進めている。

また, 適正な課税を行うための所得捕捉の方法, 特に臨戸調査における聞き取り調査の方法等について, 税務署に講師派遣を依頼し, 区役所の担当職員全員を対象とした専門研修を実施した。

(2) 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見書

指摘事項

(3) 家屋評価資料カードについて

評価資料カードとして入手した資料は建築確認申請のデータであり、実際には建築されない、あるいは長期間凍結されるものがある。閲覧した評価資料カードの中にはカードが作成されてから数年を経過しているものもあった。

このような物件については通覧など、他の異動状況把握手段でも対応できると考えられるので、長期間経過し有効でないと判断された場合は、基準を定めて別保管、破棄を決める等、適切な処理が必要と思われる。

【講じた措置】

家屋評価資料カードの取扱いについては、保存期間を5年間と定め、事務処理要領を改め、関係所属に周知を行った。

## 2 福岡市高速鉄道事業について

### (1) 監査の結果に関する報告

#### 指摘事項

平成12年度末貸借対照表に計上されている貯蔵品残高については、現場の物品及び台帳と整合していた。

平成12年度末貸借対照表に計上されている貯蔵品残額 40,326 千円のうち、少なくとも7百万円相当は、過去13年間（平成元号になって以来）使用実績が全くないものとする。緊急修理等のために保管が必要との回答であったが、貯蔵品の自然劣化等を考慮して保管品としての範囲の見直しを検討すべきである。

#### 【講じた措置】

発注から納品まで履行期間に長期の日数を要する車輪等の物品については、貯蔵品による管理方法とし、指摘の対象となった自然劣化等が懸念される物品については、その必要の都度調達する方法に方針を変更した。また、自然劣化等が懸念される長期滞留物品については、車両検査時等に優先的に使用している。

第2 15外部監査公表第1号（平成15年4月17日付 福岡市公報第5063号（別冊）公表）分

1 環境局所管の廃棄物処理行政及び環境保全対策に関する財務事務の執行について

**指摘事項**

家庭系ごみ収集委託料について

地理的要因の違いや収集・運搬業者の車両保有台数，担当収集戸数，収集時間，収集量等の違いを効率性の観点から具体的に検討し，その結果を市民に継続して公表する必要がある。

**【講じた措置】**

可燃ごみ収集の地区割りについては，本市では，歴史的な経緯から，現行の収集地域割りとなっており，業者によって担当収集戸数などに差異がある又は地域的に離れた収集地域を担当するなどがあるものの，現行の収集地域割りが非効率であるとは考えていない。

しかしながら，より市民に解り易い収集地域割とするため，平成16年4月1日より収集地域割を校区単位若しくは公称町単位となるよう変更することとした。

また，市民に対しての情報の提供については，ホームページで委託業務に関する情報を公表することとした。

**指摘事項**

家庭系ごみ収集委託料について

委託料の適正化を図るとともに，より透明性のある積算価格の算定体制を確立するため，環境局で組織する委託原価研究会に外部の専門家の意見を反映させること等に努めていく必要がある。

**【講じた措置】**

委託料の積算については，平成15年5月27日に，学識経験者及び環境局職員等で組織する「福岡市環境局委託業務研究会」を設置し，家庭ごみ収集運搬委託料の積算に係る見直し案について検討を行った。

上記研究会の検討結果報告を受け，平成16年度の予算要求に反映させた。

**指摘事項**

東部事業所の需用費について

需用費に栄養剤アリナミンA（14,931円）の支出がある。これは健康安全衛生面での使用者側の配慮義務の一環として支出しているが，本来，市の負担すべき支出であるかどうか検討を要する。

**【講じた措置】**

栄養剤の購入については，夏季における大規模施設等のごみの収集等，劣悪な作業環境での重労働により，健康安全面で何らかの措置をするよう要求があがったため，当時の食糧事情もあり労働安全衛生面での使用者側の配慮義務の一環として，これまで支出してきた。

しかしながら，現在の時代状況等を考えると，果たして栄養剤が労働安全衛生面から必ずしも必要とされる物かどうかは疑問であるため，栄養剤購入の廃止について，組合側に対し，申し入れを行った。

**指摘事項**

西南部事業所の清掃手当について

抽出した14名のうち2名について，特殊勤務実績簿と清掃手当の支給日数が整合しなかった。

特殊勤務実績 2 2 日に対し支給日数は、2 1 日となっていた。

【講じた措置】

未支給の清掃手当については、特殊勤務実績簿と支給日数とを照合し、福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例に基づき、不足分の追加支給を行った。

指摘事項

西南部事業所の旅費日当について

西南部事業所在籍職員 2 名について、旅行命令簿と市内旅行日当の支給日数が整合しなかった。特殊勤務実績 2 2 日に対し支給日数は 2 1 日となっていた。

【講じた措置】

未支給の市内日当については、旅行命令簿と支給日数を照合し、福岡市職員等旅費支給条例等に基づき適正な日当の算定を行い、不足分の追加支給を行った。

指摘事項

西南部事業所の需用費について

需用費に栄養剤アリナミン A (37,810円) の支出がある。これは健康安全衛生面での使用者側の配慮義務の一環として支出しているが、本来、市の負担すべき支出であるかどうか検討を要する。

【講じた措置】

栄養剤の購入については、夏季における大規模施設等のごみの収集等、劣悪な作業環境での重労働により、健康安全面では何らかの措置をするよう要求があがったため、当時の食糧事情もあり労働安全衛生面での使用者側の配慮義務の一環として、これまで支出してきた。

しかしながら、現在の時代状況等を考えると、果たして栄養剤が労働安全衛生面から必ずしも必要とされる物かどうかは疑問であるため、栄養剤購入の廃止について、組合側に対し、申し入れを行った。

指摘事項

し尿収集手数料の徴収事務委託について

直接人件費の積算については、積算上は係員 7 名で業務を担当することとなっているが、実際には(財)福岡市くらしの環境財団では 5 名で業務を担当している。実態を調査した上でそれに応じた積算をするべきである。

【講じた措置】

し尿収集手数料の徴収事務委託については、委託先である(財)福岡市くらしの環境財団のし尿処理手数料徴収事務にかかる職員数を把握し、実態にあった人件費の積算を行うこととした。

指摘事項

一般家庭ごみ収集・運搬、屑かご・吸い殻入れ清掃について

受託業者からの見積価格は全受託業者とも見積価格の 99.9% となっている。これは両業務の契約に関して、手続上形式的に見積書を取っているものであり、実態としては福岡市が設計した金額を基に、各業者に契約金額を提示し、その金額に合意した上で契約を結んでいるためである。このように見積書の様式を使用していることが実態に合わないなど事務手続上の整理を要するため、今後、関係課と協議し、見直しを図る必要がある。

#### 【講じた措置】

一般廃棄物の収集、運搬に係る委託の基準のひとつとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第5項(受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること)が定められており、これに従い原価計算方式により委託料を積算している。

そのため、この廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき受託業者と契約を締結する際の受託料の確認行為については、従前の「見積書」に拠らず実態に合った様式とするため、平成15年度より「確認書」により行うこととした。

#### 指摘事項

河川清掃ごみ運搬について

受託者は福岡市事業用環境協会となっているが、実際の業務では同協会の理事長が社長をしている事業系ごみ収集の許可業者である福岡ダストサービス(株)の車両を使用している。また福岡ダストサービス(株)の従業員4名が同協会の従業員として登録されている。さらには、同協会の収支決算書を見ても、当該業務に係る収支がされていない。これらのことから、実質的には福岡ダストサービス(株)が当該業務を行っていると考えられる。特命随意契約の理由として当該業務を遂行するための器材を保有していることが必要とされていること、また、特命随意契約を受託した業者が他の業者に再委託することは出来ないことから鑑みると、同協会との契約は妥当とは言えない。

#### 【講じた措置】

河川清掃ごみ運搬業務については、平成15年度より、当協会に業者推薦を依頼し、その推薦された業者が妥当であるか検討したうえで、業者と直接契約することとした。

#### 指摘事項

し尿収集委託料の積算方法について

し尿収集委託料の積算において、2名乗車の割合を全体の25%で算定しているが、今後、収集体制の実態について調査し、2名乗車の割合について見直すべきである。さらには、(株)都市環境の収集業務のほぼ100%が2名で行われているのであるから、そもそも3名体制の作業基準そのものを見直すべきである。

#### 【講じた措置】

し尿収集委託の作業基準については、委託先である(株)都市環境及び(財)福岡市くらしの環境財団に対して、平成15年6月に収集作業の実態調査を実施し、道路状況・便槽までの距離及び作業中の危険性等を考慮し、平成16年度より2名乗車による作業は50%にすることとした。

また、今後も2名乗車、3名乗車の割合については必要に応じて見直しを行う。

#### 指摘事項

し尿収集委託料の積算方法について

諸経費の積算について、(財)くらしの環境財団の場合には人件費・物件費積算額の10%分で計算されているのに対して、(株)都市環境の場合には人件費・物件費積算額の5%分で計算されている。この理由については、(株)都市環境の利益率がよかったため、当初は10%であったのを5%に引き下げたとのことである。福岡市は利益率がよくなっている原因を調査し、(株)都市環境の収集体制の工夫でそうなっているのならば、(財)福岡市くらしの環境財団にも同様の処理を行うよう指導することにより、積算価格の引き下げ、諸経費率の見直しを検討するべきである。

【講じた措置】

委託料における諸経費の積算については、平成15年度から、(財)福岡市くらしの環境財団の諸経費の積算についても、株式会社都市環境と同様に10%から5%に変更することとした。

指摘事項

し尿収集委託料の積算方法について

し尿収集委託料の積算について、作業実態の十分な調査を行い、積算価格の適正化を図るとともに、より透明性のある積算価格の算定体制を確立するため、委託原価研究会に外部の専門家の意見を反映させること等に努めていく必要がある。

【講じた措置】

し尿収集委託料の積算については、委託先である(株)都市環境及び(財)福岡市くらしの環境財団に対して、平成15年6月に収集作業の実態調査を実施し、道路状況・便槽までの距離及び作業中の危険性等を考慮し、人件費について、平成16年度より2名乗車による作業の割合を25%から50%に変更し積算することとした。また、透明性のある積算価格の算定体制については、学識経験者及び環境局職員等で組織する「福岡市環境局委託業務研究会」を設置し、その報告を受け、局としての方針を決定し平成16年度の予算に反映させた。

指摘事項

福岡市事業用環境協会への補助金について

福岡市事業用環境協会への補助金について、補助の対象となっている研修費の中に、生ごみ資源再生の循環型社会のシステム構築のためのプラント視察の際の飲食費が含まれていた。当該費用の補助金の対象とするのは妥当とはいえない。

【講じた措置】

研修目的での他都市の視察における飲食費については、平成14年度より補助対象から除外した。

指摘事項

(株)都市環境との機密書類(シュレッダー処理分)運搬契約について

(株)都市環境と機密書類(シュレッダー処理分)運搬契約を締結しているが、市役所北別館地下1Fシュレッダー室より搬出する契約については、見積単価の設定方法が口頭によるヒアリングによっていたが、見積書を入手しておく必要があった。

【講じた措置】

見積単価については、14年度より見積書を徴収することとした。

指摘事項

(財)福岡県環境保全公社が計画する処分事業場(久山処分場・新宮処分場)のための補助金及び貸付金の支出について

福岡市は当該事業について、公社に出捐している福岡県及び福岡都市圏21市町村と協議し、中止を含めて検討し早急に結論を出すべきである。事業中止となれば、新宮処分場にかかる建設仮勘定939百万円の資産性はなく、(財)福岡県環境保全公社の正味財産は621百万円の債務超過となり、結果として福岡市の同公社への貸付金383百万円の回収可能性に問題が生じる。



#### 【講じた措置】

(財)福岡県環境保全公社については、国による広域的廃棄物処理センター構想調査結果がまとまり、北九州地区において広域的な最終処分場確保の可能性が示されたことに伴って、平成15年12月16日に県から「今後の公共関与による最終処分場の確保については広域的廃棄物処理センター構想により推進し、新宮処分場は事業推進が困難なため中止する。」方針が示された。この県方針に福岡都市圏21市町村で構成する福岡地区推進協議会においても同意が得られたため、同年12月25日開催の公社理事会において、新宮処分場事業を中止し最終処分場事業から撤退、今後は県事業であるリサイクル総合研究センター事業に特化することが決定された。これにより債務超過状況に陥った公社から、今後収益事業が見込めないため、県及び本市に対して任意整理のための債権放棄の要請がなされ、本市としては、問題を先送りせず、速やかな抜本的整理が必要であると判断し、平成16年2月議会において当財団への貸付金に係る返還請求権を放棄する議案を上程し可決された。

なお、公社任意整理後は県の調査研究事業に特化されるため、本市として公社事業には主体的に関わらないこととしている。

#### 指摘事項

中部中継所における玄界島し尿処理場業務等委託について

特命随意契約理由は「し尿転廃業対策として位置付けた歴史的経過を総合的勘案して決定」と記されている。しかしこれでは、転廃業対策なのか、否かは不明確であり、明確にする必要がある。

#### 【講じた措置】

玄界島し尿処理場業務等委託については、平成13年8月から農林水産局漁港課所管の集落排水事業が供用開始され、水洗化の整備に伴いし尿収集業務は減少していることから、平成15年度末でし尿処理場を廃止したため、特命随意契約により委託していた当該業務については、平成15年度末で委託を廃止することとした。

#### 指摘事項

東部工場における予備品等の管理状況について

東部工場において平成13年度は、在庫部品全体に関して工場としてコントロールされた在庫調査が実施されていなかった。在庫調査対象品目も明確でなく、工場運転管理委託業者との在庫管理の責任範囲も明確でなかった。また、在庫品倉庫を視察したところ、新規購入品と再生部品が一部混在して保管され、さらに長期に渡り使用されていない部品も散見された。工場全体として、コントロールされた在庫調査を実施し、長期未使用品の状況も併せて調査することにより、無駄のない部品発注に留意する必要がある。

#### 【講じた措置】

予備品等の管理については、平成15年度中に、「管理要領」を作成し委託業者と市との管理区分、管理方法などを明確にすることとした。

また、在庫調査については、品目、数量の調査をすすめて、平成15年度内に終了し、平成16年度から、重要部品から順次帳簿の整理をすすめて、「管理要領」に基づく管理を開始することとした。

#### 指摘事項

東部工場における予備品等の管理状況について

焼却炉、ボイラー・タービン等運転委託業者との在庫管理責任の明確化、管理対象品目の明確化を検討される必要がある。

#### 【講じた措置】

予備品等の管理について、一般保守用品等の運転管理にかかる消耗品の在庫管理は、委託に含まれることを平成11年2月25日に委託業者に通知しているところであるが、再度両者で確認した。管理対象品目については、「管理要領」の中で明確化し、購入時に管理者（市、受託会社など）を記入することとした。

#### 指摘事項

南部工場における原材料費の支出手続及び支出内容について

購入伺や随意契約伺からは、購入しようとする部品類が、修繕等に使用するためのものなのか予備品として購入するためのものなのかが不明である。購入理由を明らかにされる必要がある。

#### 【講じた措置】

原材料費の支出内容については、平成15年度発注分より購入時に修繕用（支給品）・予備品用と明記することとした。

#### 指摘事項

南部工場における原材料費の支出手続及び支出内容について

購入された部品のうち、修繕業者に支給された部品について、当該業者の受領書がなくまた、どの業者にいつ、何を、何個支給したのかを示す書類もなかった。整備される必要がある。

#### 【講じた措置】

修理業者への支給品については、平成15年度定期修理時より受け渡し書を作成し保管することとした。

#### 指摘事項

南部工場における原材料費の支出手続及び支出内容について

在庫品については焼却炉等運転委託業者にて管理されているが、運転管理委託契約上では南部工場が購入保管する修理部品等の在庫管理責任は明示されていない。また、焼却炉等運転委託業者の在庫管理対象品目も明確でない。さらに、平成13年度は在庫調査が、工場全体としてコントロールされた状況で実施されていない。任意抽出により在庫品現品を実査したところ、調整弁（1台当たり70万円と概算される）1台が工場通路に置かれており、添付された保証書の保証期間は平成14年8月までの1年間であったため、監査時にはすでに保証期間切れとなっていた。在庫管理については、運転委託業者との管理責任や対象品目化を図り、在庫調査についても、工場全体として制度化するよう検討する必要がある。

#### 【講じた措置】

予備品等の管理については、平成15年度中に、「管理要領」を作成し委託業者と市との管理区分、管理方法などを明確にすることとした。

また、在庫調査については、品目、数量の調査をすすめて、平成15年度内に終了し、平成16年度から、重要部品から順次帳簿の整理をすすめ、「管理要領」に基づく管理を開始することとした。

#### 指摘事項

西部工場における原材料費の支出手続及び支出内容について

購入伺や随意契約伺からは、購入しようとする部品類が、修繕等に使用するために購入するものか、予備品として購入するためのものなのかが記載されておらず不明であった。購入理由を明

らかにされる必要がある。

【講じた措置】

原材料費の支出内容については、平成15年度から購入時に支給品、予備品の区分を明記するようにした。

指摘事項

西部工場における原材料費の支出手続及び支出内容について

工場全体としてコントロールされた在庫管理は、平成13年度は実施されていなかった。運転委託業者との在庫管理責任の明確化を図り、在庫調査についても、工場全体として制度化するように検討する必要がある。

【講じた措置】

予備品等の管理については、平成15年度中に、「管理要領」を作成し委託業者と市との管理区分、管理方法などを明確にすることとした。

また、在庫調査については、品目、数量の調査をすすめて、平成15年度内に終了し、平成16年度から、重要部品から順次帳簿の整理をすすめ、「管理要領」に基づく管理を開始することとした。

指摘事項

臨海工場における印刷消耗品費の支出手続及び支出内容について

契約手続に問題ないものの、競争性の確保に留意すべき以下の取引があった。

セメントの購入(183千円～1,553千円)に関する見積り合わせに当っては、平成13年度、平成14年度それぞれ2回、計4回の契約を締結しているが、4回とも相手先は異なるものの、契約単価は全て同額単価であった。

【講じた措置】

セメントの購入については、財政局契約課契約であるが、平成15年度第1回目の単価契約より、入札業者数を増やすこととし、業者数を5社より6社に増加させ、競争性を高めた。

指摘事項

臨海工場における印刷消耗品費の支出手続及び支出内容について

契約手続に問題ないものの、競争性の確保に留意すべき以下の取引があった。

高反応消石灰の購入(6,508千円～10,683千円)に関する入札については、年4回の指名競争入札が行われ、プラント工事かし担保期間中の性能保証から業者は指定銘柄の販売代理店である2社が指名されていた。この結果4回とも一方の会社が同一単価で落札している。落札しなかった会社も4回とも同額の単価にて入札書を提出していた。

【講じた措置】

高反応消石灰の購入については、平成14年度でプラント工事かし担保期間は終了したので、平成15年度第1回目の単価契約より、単一銘柄指定より複数銘柄指定へと変更した。入札業者数も2社より3社に増やし、競争性の確保を図った。

指摘事項

臨海工場における印刷消耗品費の支出手続及び支出内容について

契約手続に問題ないものの、競争性の確保に留意すべき以下の取引があった。

重金属固定剤の購入(31,663千円～35,502千円)に関する入札については、年2回の指名競争入札が行われ、プラント工事かし担保期間中の性能保証から業者は指定銘柄の販売代理店である2社が指名されていた。この結果2回とも一方の会社が同一単価で契約している。契約を逃した会社も2回とも同額の単価にて入札書を提出していた。なお、当該2社は高反応消石灰の入札に参加した2社と同一であった。

#### 【講じた措置】

重金属固定剤の購入については、平成14年度でプラント工事かし担保期間は終了したので、平成15年度第1回目の単価契約より、単一銘柄指定より複数銘柄指定へと変更した。入札業者数も2社より3社に増やし、競争性の確保を図った。

#### 指摘事項

臨海工場における原材料費の支出手続及び支出内容について

契約手続きに問題はないものの、競争性の確保に留意すべき以下の取引があった。

材料費の発注について、ケーブルVVVF1.6m/M×30他合計15点(291千円)の随意契約に当たって、F社とE社の2社より見積書を手入しているが、E社の見積単価は15点全てがF社の1.1倍となっていた。

#### 【講じた措置】

見積合わせにあたっては、提出された見積金額及び見積内容を十分チェックするよう所属職員に周知徹底を図るとともに、業者の選定にあたっては、競争性の確保に留意するよう指導した。また、関係業者に対しては競争性を確保するよう口頭指導を行った。

#### 指摘事項

東部埋立管理事務所における東部埋立場防災調整池清掃委託及び東部污水处理場ピット清掃委託について

当該業務の発注手続に際し、随意契約方式で東部埋立場防災調整池清掃委託は4社・東部污水处理場ピット清掃委託は5社から見積書を手入し、最低見積り額であった(株)環境開発に発注されている。これは清掃業務が福岡市の登録業種にないため、随意契約によったとの担当者の回答であったが、清掃業務は登録業種にあり、清掃業務は指名入札によるべきであった。また、見積書提出会社はいずれも、指名登録業者であった。なお、西部埋立場においては、同様な清掃業務について入札による発注が行われていた。

#### 【講じた措置】

清掃業務委託については、福岡市契約事務規則に基づき適性な事務処理を行うよう所属職員に対し研修を行い周知徹底を図るとともに、当該契約については指名競争入札方式で行うこととした。

#### 指摘事項

研究テーマと行政目的との整合性がどうコントロールされているのかについて

研究テーマの選定について、なぜ、その研究テーマを選んだのか、そのテーマは行政目的に合致しているのか、市民ニーズに合致しているのかについて検討されたテーマ選定過程を明らかにする文書はなかった。研究員が行う研究テーマと行政目的、市民ニーズとの整合性を検討することが研究テーマ選定の最重要課題である。委員会等を設置して研究テーマ選定過程を明らかにする必要がある。

#### 【講じた措置】

研究テーマの選定については、保健環境研究所が実施する調査研究を専門的、客観的な立場から支援することを目的に、平成14年10月に、学識経験者や行政職員からなる「福岡市保健環境研究委員会」を設置した。

この委員会において、調査研究に関する提言、指導・助言、評価を受けることとしており、平成15年度の研究テーマの選定は、同委員会にて審議を行い決定した。

#### 指摘事項

研究テーマに対して、どのような研究時間配分がなされているのかについて

当該テーマに要する研究期間、研究実施時間等の設定がなく、年度末において、それぞれのテーマがどのような研究進捗状況なのかについて、検討された書類もなかった。このような状況では研究体制が管理されているとは言えない。

#### 【講じた措置】

研究の進捗状況の管理については、調査研究の進捗状況等を報告する様式を定め、平成16年1月より各担当者から担当主席研究員に毎月その報告書を提出することにより執行管理を行うこととした。

#### 指摘事項

清掃工場の排ガス調査委託と清掃工場及び埋立場の排水調査委託について

清掃工場の排ガス、排水、埋立場の排水については、市民の最も関心の高いものである。したがって競争性の導入と測定結果の信頼性を保持するための発注システムが必要である。測定関係については、年1回の測定であることと他社によるクロスチェックをしていないのであるから、測定結果に対する信頼性からいえば、長い間、同一業者で行われる場合は、担当工場のローテーションを検討すべきである。

#### 【講じた措置】

清掃工場の排ガス調査委託と清掃工場及び埋立場の排水調査委託については、委託先は計量法第107条に規定する環境計量証明事業所であり、測定結果の信頼性に関して問題はないと考えている。

また、委託業者は4～5社の見積合わせにより決定しており、競争性は確保されていると考えているが、今後は、同一の業者が長期にわたり受託する場合の担当工場のローテーションについて検討する。

#### 指摘事項

清掃工場の排ガス調査委託と清掃工場及び埋立場の排水調査委託について

入札手続きが行われないのは登録業種にないからである。入札手続きが可能なように登録業種を新設すべきである。

#### 【講じた措置】

登録業種の新設については、財政局契約課の所管であるが、当該委託の契約頻度が少ないことから、業種新設は行わない。代替措置として、廃棄物試験研究センターにおいて、「福岡市指名基準」に準拠して委託業者の選定基準を定め、平成16年度の調査委託から選定基準に基づき実施することとした。

#### 指摘事項

「まもるーむ福岡（保健環境学習室）」の利用状況について

運営業務委託料は年間15,330千円である。平成13年度の利用者数は10,773名で、利用者1

人当りの委託料は 1,423円となる。当初の入場者数目標がないため、当該入場者数が目標に対してどうなのか検討できない。目標設置を検討すべきである。

#### 【講じた措置】

「まもる一む福岡」の利用者数については、環境教育対象である市内の小学校5年生の概数(12,500人)を基に13,000人を目標数値に設定した。

なお、目標数値達成のため、市内の小学校等との連携を図り「まもる一む福岡」の利用についてPRを行っていく。

#### 指摘事項

「まもる一む福岡(保健環境学習室)」の利用状況について

情報資料室を設置し科学専門書や他都市の研究所の報告書を幅広く収集し、一般に提供するとされているが、これについても、市民の利用状況の目標値の設定を検討する必要がある。

#### 【講じた措置】

情報資料室の利用については、資料等の専門性から利用者が限られるため、市民への情報提供はホームページを中心に行うこととし、年間のホームページアクセス目標を10,000回に設定した。

#### 指摘事項

保健環境研究所における需用費、備品購入費、負担金、補助金及び交付金について

九州衛生環境技術協議会の懇親会費について1人当たり6,000円、20名分、120千円を市は負担している。各地方自治体職員との懇親会費の負担について再考すべきである。

#### 【講じた措置】

九州衛生環境技術協議会の懇親会費については、開催地事務局として当所職員が多数携わった関係上20名分の支出となったものであるが、今後は、懇親会を主たる目的とした経費の支出は行わないこととした。

#### 指摘事項

有料による市民からの検査依頼分についての手数料収入について

1件、東京の大手商社よりの検査依頼があり、パプアニューギニア産土壌及び土壌混入水に含まれる砒素、クロム、銅の定量分析があり、3検査項目累計で390件、金額1,758千円で実施されている。福岡市保健環境研究所条例施行規則の理化学検査の定量分析(3成分以上行う場合)の検査単価4,510円に基づき当該金額が計算されている。この検査は平成13年9月5日に受けられ、平成14年3月22日を期限として行われているが、検査時間と報告書の作成時間を考えると赤字ではなかろうか。福岡市保健環境研究所条例第5条によれば研究所に試験または検査を依頼する者からは、1件につき7,440円又は1成分につき7,640円以内で規制で定める額の手数料を徴収することになっている。ただし、同条但書には、特別な試験または検査でこれにより難しいものに係る手数料は、実費を基準として市長が定めるとある。検査項目(砒素、クロム、銅の検査)は特別なものでなくとも、検査数が390件に及び、検査対象はパプアニューギニアの土壌であり、検査依頼先は東京の大手商社であることから、通常保健環境研究所が受託する検査に比べれば、特別なものといえるのではなかろうか。福岡市保健環境研究所条例5条但書を適用し実費請求すべきであったと考えられる。

#### 【講じた措置】

有料による検査の依頼について、検査数・検査対象・依頼先などが通常とは異なる特別な検査の場合には、所長、企画調整課長、主席研究員、担当主任研究員からなる「検討委員会」で手数

料を検討することにより対処することとした。

- 2 福岡市が出資している団体のうち、財団法人福岡市くらしの環境財団、株式会社都市環境、株式会社福岡クリーンエネルギー及び財団法人福岡県環境保全公社に関する出納その他の事務の執行について

(1) 財団法人 福岡市くらしの環境財団

指摘事項

(財)福岡市くらしの環境財団における家庭系ごみの収集受託業務について

就業規則16条によれば夜間収集作業に従事する職員はC勤務(午前0時30分から午前9時30分まで)となっているが、延べ5名が午前8時33分から午前9時27分までに退社している。勤務時間に留意される必要がある。

【講じた措置】

家庭系ごみの収集受託業務に従事する職員の就業時間の遵守などの労務管理について、(財)福岡市くらしの環境財団に対し、適正に行うよう文書等により要請した。

なお、(財)福岡市くらしの環境財団では、就業時間の遵守を職員に徹底させ適正な労務管理に努めることとした。

指摘事項

(財)福岡市くらしの環境財団における事業系ごみの収集業務について

就業規則16条によれば夜間収集作業に従事する職員はC勤務(午前0時30分から午前9時30分まで)となっているが、延べ25名が午前8時33分から午前9時27分までに退社している。勤務時間に留意される必要がある。

【講じた措置】

事業系ごみの収集業務に従事する職員の就業時間の遵守などの労務管理について、(財)福岡市くらしの環境財団に対し、適正に行うよう文書等により要請した。

なお、(財)福岡市くらしの環境財団では、就業時間の遵守を職員に徹底させ適正な労務管理に努めることとした。

指摘事項

(財)福岡市くらしの環境財団における公園等清掃受託業務について

東平尾公園便所清掃業務については、見積り誤りによってあるべき金額よりも、600千円安い金額で受託している。業務委託にあたって、見積書の作成に留意される必要がある。

【講じた措置】

見積書について、(財)福岡市くらしの環境財団に対し、作成にあたり、十分な精査を行うよう文書等により要請した。

なお、(財)福岡市くらしの環境財団では、見積書の作成においては、業務内容を十分理解の上、適正な積算を行うとともに、厳密な精査を行うよう所属職員に周知した。

指摘事項

(財)福岡市くらしの環境財団における期末手当について

給与規程36条には、賞与について、財団の業績、職員の勤務成績等を考慮して7月及び12月に支給するとあるが、期末手当の支給条項はなかった。財団としては、特別手当ということで、

給与規程30条に基づき支給しているが、給与規程30条は、特別手当は、理事長が平常の勤務以外に特定の勤務を命じた場合で、理事長が特に必要と認めるときは、その業務に従事した職員に支給できると記しており、全職員に支給される期末手当の支給根拠条項にはあたらないと考えられる。今後の支給の是非を検討し、規定の整備を行う必要がある。

**【講じた措置】**

期末手当について、(財)福岡市くらしの環境財団に対し、支給の是非を検討し、規定の整備を行うよう文書等により要請した。

なお、(財)福岡市くらしの環境財団では、特別手当の支給については、検討の結果、平成16年度から廃止することとした。

**指摘事項**

(財)福岡市くらしの環境財団における寄付金について

ロボカップ福岡実行委員会に対し「福岡市における科学技術の振興や福岡を世界にアピールする国際大会であるため、当財団としても本大会の成功のため経済的支援を行う」として500千円を寄付している。しかし寄付行為に記載されている財団の目的及び事業に照らして直接関連しないと思われるこのような寄付金の支出については、留意する必要がある。

**【講じた措置】**

財団の目的及び事業に照らして直接関連しないと思われる寄付金の支出について、(財)福岡市くらしの環境財団に対し、検討を行うよう文書等により要請した。

なお、(財)福岡市くらしの環境財団では、寄付金の支出については、今後、財団の目的等に照らして判断していくこととした。

(2) 株式会社 都市環境

**指摘事項**

(株)都市環境における緑のリサイクルセンター運転受託業務について

勤務配置予定表上は、契約人員を下回る日があったが、実際には不燃物再搬出業務担当者が当該業務終了後に緑のリサイクルセンター業務を行うため、契約人員を下回っていないとのことであった。しかし、これについては作業日報がないため検証できなかった。作業日報の作成をされる必要がある。

**【講じた措置】**

作業日報の作成について、(株)都市環境に対し文書等により要請した。

なお、(株)都市環境では、人の動きがわかる日報を整備し、平成15年7月より実施している。

**指摘事項**

(株)都市環境におけるびん・ペットボトル中継保管受託業務について

勤務配置予定表と契約書(特記仕様書)とは整合したが、作業日報がないため、勤務配置予定表どおりに業務が行われているかを検証できなかった。作業日報の作成を検討される必要がある。

**【講じた措置】**

作業日報の作成について、(株)都市環境に対し文書等により要請した。

なお、(株)都市環境では、人の動きがわかる日報を整備し、平成15年7月より実施している。

**指摘事項**



(株)都市環境における街路清掃受託業務について

作業日報からは、清掃車両の帰還は午後3時台が多かった。もっとも早い清掃車両の帰還時間は午後0時15分という日もあった。作業日報には入庫後の業務内容の記載項目がないため、勤務終了時間まで何の業務をしていたのか明らかではない。業務全般を網羅することのできる作業日報に改善する必要がある。

**【講じた措置】**

作業日報の改善について、(株)都市環境に対し文書等により要請した。

なお、(株)都市環境では、業務全般を網羅した作業日報に改正し、平成15年2月より実施している。

**指摘事項**

(株)都市環境における街路清掃受託業務について

清掃車両の帰還時間の早い日があり、効率的なルート割であるか再検討する必要がある。

**【講じた措置】**

街路清掃業務のルート割について、(株)都市環境に対し、再検討するよう文書等により要請した。

なお、(株)都市環境では、ルート割について再検討を行うとともに、清掃業務の内容充実を図った。今後も必要に応じて検討していくこととしている。

**指摘事項**

(株)都市環境における福岡市リサイクルプラザ管理及び運営受託業務について

広告掲載業務(2,173千円)の委託先の選定に当たって、見積り合わせをすることなく発注されている。見積り合わせにより契約をされる必要がある。

**【講じた措置】**

広告掲載業務の委託先の選定について、(株)都市環境に対し、契約方法を検討するよう文書等により要請した。

なお、(株)都市環境では、平成15年度の委託契約より見積り合わせによる契約とした。

**指摘事項**

(株)都市環境における資産の購入手続きについて

入札手続きについて規定する社内規定はなく、また福岡市の規程に準じるとの条項もない。規程の整備が必要である。

**【講じた措置】**

入札手続きに関する規程の整備について、(株)都市環境に対し文書等により要請した。

なお、(株)都市環境では、「株式会社都市環境契約事務規程」を整備し、平成15年7月1日より施行した。

**指摘事項**

(株)都市環境における資産の購入手続きについて

平成13年4月10日のトラック購入の入札手続きについて、入札参加者からの見積書の作成日付が平成11年4月10日、見積書に記載されている納入予定月日が平成10年6月10日となっており、平成13年4月10日の入札日との整合性に欠ける。1千万円を超えるトラックの購入であり、入札手続

に留意される必要がある。

**【講じた措置】**

資産の購入手続きについて、(株)都市環境に対し、改善を図るよう文書等により要請した。  
なお、(株)都市環境では、「株式会社都市環境契約事務規程」を整備し、規定に基づき適正に入札手続を行っている。

**指摘事項**

(株)都市環境における出資金について

出資金の資産性について検討した。監査の結果、出資金は、(株)都市環境共済会に対するものであるが、契約書等はなく出資目的や返済条件が不明である。明確にされる必要がある。

**【講じた措置】**

出資金目的等を明確にすることについて、(株)都市環境に対し文書等により要請を行った。  
なお、(株)都市環境では、平成15年4月1日付で出資金に関する協定書を(株)都市環境共済会と締結した。

**指摘事項**

(株)都市環境における退職給与引当金について

会社は、退職給与引当金繰入額を毎期の利益額を勘案して任意に計上している。会計方針を定め、毎期継続的に一定の方法で計上することが望ましい。

**【講じた措置】**

退職給与引当金繰入額について、(株)都市環境に対し、会計方針を定め、一定の方法で計上するよう文書等により要請した。

なお、(株)都市環境では、今後は毎年度100%要支給額に達するよう積み立てを行っていくこととした。

**指摘事項**

(株)都市環境における交際費について

会社は、中元及び歳暮として、それぞれ130千円を支出していた。顧問の司法書士、社会保険労務士、税理士等に対するものであり、福岡市100%出資会社としては、検討すべきである。

**【講じた措置】**

交際費の支出内容について、(株)都市環境に対し、見直しを行うよう文書等により要請した。  
なお、(株)都市環境では、平成15年度より司法書士、社会保険労務士及び税理士等に対する中元及び歳暮については、全て廃止した。

**指摘事項**

(株)都市環境における福利厚生費について

会社は、「社員の福利厚生事業の一環としてプロ野球観戦のため福岡ダイエーホークスの年間予約席を借り上げる」として3,036千円を支出している。社員の福利厚生とは言え福岡市100%出資の会社としては、検討すべきである。

**【講じた措置】**

福利厚生費の支出内容について、(株)都市環境に対し、見直しを行うよう文書等により要請

した。

なお、(株)都市環境では、平成15年度に会社支出額を半減するとともに、平成16年度からは共済会事業として実施することとした。

#### 指摘事項

(株)都市環境における福利厚生費について

会社は、社員旅行(海外旅行含む)会社負担額として3,745千円を支出していた。また当該旅行日が出勤日にあたる場合は出勤日扱いとしている。社員の福利厚生とは言え福岡市100%出資会社としては、当該支出及び出勤日扱いは検討すべきである。

#### 【講じた措置】

福利厚生費の支出内容について、(株)都市環境に対し、見直しを行うよう文書等により要請した。

なお、(株)都市環境では、社員旅行の実施にあたり、平成15年度から出勤日扱いをやめ、旅行費用の一部を職員が負担するように改めるとともに、平成16年度からは共済会事業として実施することとした。

#### 指摘事項

(株)都市環境における福利厚生費について

会社は、リフレッシュ助成として社員及び嘱託社員に対し「家電リサイクル法施行(平成13年4月)に伴う廃冷蔵庫のフロン回収業務への全社的な取り組みでのご苦勞に対しする(リフレッシュ)骨休めを行ってもらう趣旨で社員の福利厚生事業として」1人5,000円の旅行会社の全国共通ギフト券を支給し、430千円を支出している。社員の福利厚生とは言え、福岡市100%出資会社としては、当該支出は検討すべきである。

#### 【講じた措置】

福利厚生費の支出内容について、(株)都市環境に対し、見直しを行うよう文書等により要請した。

なお、(株)都市環境では、リフレッシュ助成について、今後は共済会の事業として行うこととした。

#### 指摘事項

(株)都市環境における旅費交通費について

全国清掃公社協議会第4地区親善ソフトボール大会に参加するため宮崎市までの運賃代等を686千円支出している。また当該日を出勤日扱いとしている。全国清掃公社協議会の親善のためとは言え、福岡市100%出資会社としては、当該支出及び出勤日扱いは検討すべきである。

#### 【講じた措置】

親善ソフトボール大会への参加に係る旅費交通費支出及び出勤日扱いについて、(株)都市環境に対し、検討を行うよう文書等により要請した。

なお、(株)都市環境では、厚生事業として位置づけることとし、当該日が出勤日の場合は、年休で対応することとした。

#### 指摘事項

(株)都市環境における期末手当の支給について

給与規定33条には、賞与について、会社の業績、社員の勤務成績等を考慮して7月及び12月に支給するとあるが、期末手当の支給条項はなかった。今後の支給の是非を検討し、規程の整備等を行う必要がある。

【講じた措置】

期末手当について、(株)都市環境に対し、支給の是非を検討し、規程の整備等を行うよう文書等により要請した。

なお、(株)都市環境では、例年、決算賞与との考え方から当該年度に利益が見込まれる年度に限って、労使交渉に基づき社長決裁で支給してきたところであるが、14年度から取締役会の決議をもって支給することとし、平成15年度に取締役会規則を改正した。また、支給する場合においても、市職員の支給月数の範囲内としている。

(3) 株式会社 福岡クリーンエナジー

指摘事項

(株)福岡クリーンエナジーにおける交際費について

取締役会懇親飲食代131,500円、取締役会昼食代43,197円、休日使用のタクシー代111,770円が計上されていた。福岡市が51%を出資する会社であり、交際費の支出について留意される必要がある。

【講じた措置】

交際費の支出について、(株)福岡クリーンエナジーに対し、見直しを行うよう文書等により要請した。

なお、(株)福岡クリーンエナジーでは、取締役会懇親飲食代・昼食代について、現在は支出しておらず、支出基準を定めた。また、タクシーについては、使用基準を明確にするとともにチケットを厳格に管理するため、タクシーチケット使用・管理の要領を見直した。

指摘事項

(株)福岡クリーンエナジーにおける厚生費について

アビスパ福岡のJリーグシーズンシート340,000円、福岡ダイエーホークスクラブメンバーシート1,039,500円が、支出されている。福岡市が51%を出資する会社であり、厚生費の支出について留意される必要がある。

【講じた措置】

厚生費について、(株)福岡クリーンエナジーに対し、見直しを行うよう文書等により要請した。

なお、(株)福岡クリーンエナジーでは、アビスパ福岡Jリーグシーズンシート及び福岡ダイエーホークスクラブメンバーシートについて、平成16年度より廃止することとした。

(4) 財団法人 福岡県環境保全公社

指摘事項

(財)福岡県環境保全公社における廃棄物処理事業費の久山処分場埋立業務の委託料について当該処分場が開場して以来5年間にわたり、久山町土木組合所属の5者が落札していた。入札参加指名業者数は9社であり、当該9社に変更はない。競争性確保の観点から、入札に参加させる指名業者の変更等の工夫が必要であった。

【講じた措置】

委託業務における入札参加指名業者について、(財)福岡県環境保全公社に対し、選定方法の

検討を行うよう文書等により要請した。

なお、(財)福岡県環境保全公社では、包括外部監査以降、指名競争入札を1件(環境現況水質調査業務委託)実施し、過去の指名状況も検討した上で、業者選定を行った。

#### 指摘事項

(財)福岡県環境保全公社における廃棄物処理事業費の工事請負費の搬入路舗装補修工事について

入札参加指名業者は過去5年間に久山処分場埋立業務を受注した業者5社からなっており競争性確保の観点から、入札参加指名業者の増員変更等の工夫が必要であった。

#### 【講じた措置】

委託業務における入札参加指名業者について、(財)福岡県環境保全公社に対し、選定方法の検討を行うよう文書等により要請した。

なお、(財)福岡県環境保全公社では、包括外部監査以降、指名競争入札を1件(環境現況水質調査業務委託)実施し、過去の指名状況も検討した上で、業者選定を行った。

#### 指摘事項

(財)福岡県環境保全公社における新宮処分事業について

福岡市は当該事業について、同公社に出捐している福岡県及び福岡都市圏21市町村と協議し、中止を含めて検討し早急に結論を出すべきである。事業中止となれば、新宮処分場に係る建設仮勘定939百万円の資産性はなく、同公社の正味財産は621百万円の債務超過となり、結果として福岡市の同公社への貸付金383百万円の回収可能性に問題が生じる。

#### 【講じた措置】

(財)福岡県環境保全公社における新宮処分場事業については、国による広域的廃棄物処理センター構想調査結果がまとまり、北九州地区において広域的な最終処分場確保の可能性が示されたことに伴って、平成15年12月16日に県から「今後の公共関与による最終処分場の確保については広域的廃棄物処理センター構想により推進し、新宮処分場は事業推進が困難なため中止する。」方針が示された。この県方針に福岡都市圏21市町村で構成する福岡地区推進協議会においても同意が得られたため、同年12月25日開催の公社理事会において、新宮処分場事業を中止し最終処分場事業から撤退、今後は県事業であるリサイクル総合研究センター事業に特化することが決定した。その結果債務超過状況に陥り今後収益事業が見込めないため、県及び福岡市に対して任意整理のための債権放棄の要請がなされ、本市においては、平成16年2月議会において当財団への貸付金に係る返還請求権を放棄する議案を上程し可決された。

なお、公社任意整理後は県の調査研究事業に特化されるため、本市として公社事業には主体的に関与しないこととしている。

### 3 包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見書関連

#### 指摘事項

ごみ処理事業に係る特命随意契約の透明性に関して

福岡市のごみ処理事業は、長年にわたる13業者との特命随意契約により維持され、毎年、多額の委託料が支出されている。現在は、市民サービスを提供する行政部門において、透明性、公平性が強く求められる時代となっている。福岡市は、以下の事項を市民に情報公開することにより透明性を高めるべきである。

受託業者名、受託業者代表者氏名、受託金額、受託業務内容、担当地域

受託業者の設備内容，技術等の紹介  
市による受託業者の業績評価  
委託料の積算方法の概要  
委託料金額の他都市比較

**【講じた措置】**

ごみ収集の委託業については，これまでも，情報公開請求があった場合は，原価計算を含め情報は全て公開しているが，今後は，更に透明性を高めるため本市のホームページで委託業務に関する情報を公表することとした。